

令和 8 年度

認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所

利用申込み および 支給認定申請 のてびき

※幼稚園、認定こども園（１号・教育）の申込みは各園に直接お願いします。



このてびきには、申請のこと、利用者負担額（保育料）のこと、入所後の手続きなどについて書かれています。内容をよく読んで申込み下さい。なお、このてびきは入所後も令和8年度中は大切に保管ください。

新規の申込みにあたっては、事前に必ず施設を見学してください。

問い合わせ

嬉野市役所	子育て未来課（塩田庁舎 1 階）	TEL0954-66-9121
	福祉課（嬉野庁舎 1 階）	TEL0954-42-3306

1 施設の利用申込みおよび支給認定申請について

(1) 3つの認定区分

保育施設を利用する場合は、嬉野市から支給認定を受ける必要があります。

年齢や保護者の状況によって支給認定が異なり、利用できる施設や申込み先が異なります。

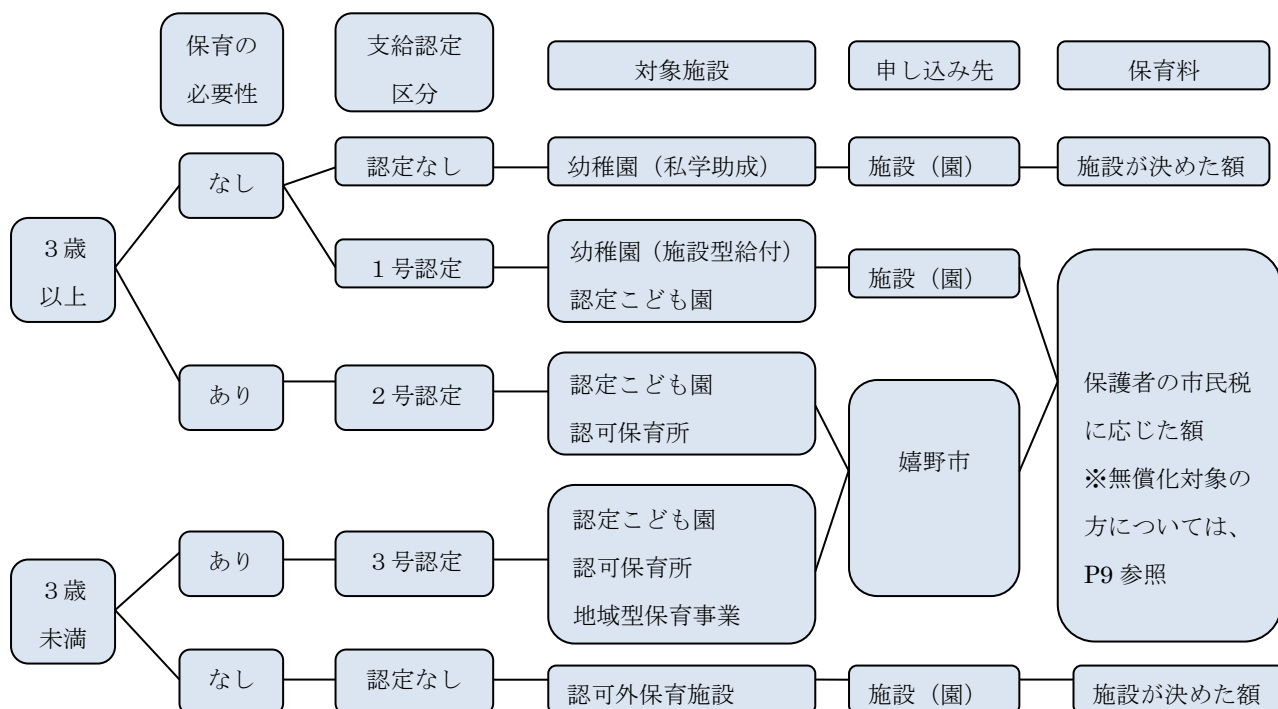
- | |
|--|
| 1号認定：満3歳以上で、教育標準時間（4時間）を利用する子ども（施設への申込み） |
| 2号認定：満3歳以上で、保育の必要性がある子ども（嬉野市への申込み） |
| 3号認定：満3歳未満で、保育の必要性がある子ども（嬉野市への申込み） |

(2) 支給認定の基準・保育の必要量

2・3号認定を受けるためには、次の基準を「全て」満たすことが必要です。

①保護者及びお子様が嬉野市の住民であること。

②保護者（父母等）に「保育を必要とする理由」があること（下記参考）



教育・保育時間とは

- ・教育標準時間：1日4時間が標準の教育課程に係る時間
- ・標準時間：1日最大11時間の中で必要となる保育時間
- ・短時間：1日最大8時間の中で必要となる保育時間

(例)

7：00	8：00	10：00	14：00	16：00	18：00	19：00
	預かり保育	教育時間 (4時間)	預かり保育			
保育標準時間(11時間)					延長保育	
延長保育	保育短時間(8時間)			延長保育		

保育の必要性とは

保護者の就労(月64時間以上)や出産、疾病や介護・看護、求職活動等の事由で施設での保育が必要なもの

2 支給認定申請および入所申込みについて

(1) 保育を必要とする理由の例(入所基準)

保育の必要性の事由	入所が可能な期間	保育の必要性
就労(自営業・内職も含む)	就労している期間	月64時間～月120時間未満 →短時間 月120時間以上 →標準時間／短時間
同居または長期入院等している親族の介護・看護	介護・看護が必要でなくなるまで	
就学(大学・専門学校・職業訓練等)	最終通学日の月末まで	
妊娠・出産	出産予定日前後4カ月間	標準時間
災害復旧	災害復旧が終了するまで	
虐待やDVの疑いがある	危険性がなくなるまで	
保護者の疾病、障がい	療養が必要なくなるまで	標準時間／短時間
求職活動(起業準備含む)	入所した日から3カ月	短時間
育休中の継続利用	最長、出生児童の年齢が1歳になる年の年度末まで	
その他	—	状況聞き取りによる

(2) 保育年齢区分について

入所枠は下記の年齢区分により行います。年度の途中で誕生日がきても、その年度中の年齢区分は変わりません。

【令和8年度(2026年度)年齢区分表】※クラスの年齢は令和8年4月1日時点の年齢になります。

生 年 月 日	年齢区分
令和2年4月2日生まれ～令和3年4月1日生まれ	5歳児
令和3年4月2日生まれ～令和4年4月1日生まれ	4歳児
令和4年4月2日生まれ～令和5年4月1日生まれ	3歳児
令和5年4月2日生まれ～令和6年4月1日生まれ	2歳児
令和6年4月2日生まれ～令和7年4月1日生まれ	1歳児
令和7年4月2日生まれ～	0歳児

（３）支給認定申請・入所申込みに必要な書類

書類の名称	書類の内容と注意事項	証明者
「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書兼保育所入所申込書」	申込み児童 1 人につき 1 枚	保護者
児童の健康状況調書	申込み児童 1 人につき 1 枚（継続児童不要）	
食物アレルギーチェック表	申込み児童 1 人につき 1 枚（継続児童不要）	
納付誓約書（私立保育所のみ）	0歳児～2歳児対象の世帯で 1 枚	
保育の必要な理由を証明する書類 及びその添付書類	下記参照（世帯に一部（父、母））	

（４）保育の必要な理由を証明する書類及びその添付書類

保育が必要な理由		添付書類
就労 ※内定者含	雇用されている場合	就労証明書（※）・・・勤務先で記入・作成
	自営業の場合	就労証明書（※）・・・記入後、必要書類添付（開業届、営業許可証、前年度分の確定申告の写し等）
妊娠・出産の場合		申立書（※）＋ 母子健康手帳の写し（表紙・分娩予定日欄）
病気の場合		申立書（※）＋ 診断書
障がいの場合		申立書（※）＋ 診断書または身体障がい者手帳もしくは精神障がい者手帳等の写し
看護・ 介護	看護の場合	申立書（※）＋ 診断書
	介護の場合	申立書（※）＋ 診断書または身体障がい者手帳もしくは精神障がい者手帳等もしくは介護保険被保険者証の写し
災害復旧		申立書（※）＋ 罹災証明
就学		申立書（※）＋ 在学証明書＋カリキュラム
産後・育児休業中の場合		就労証明書（※）・・・育児休業等期間の記載が必要もしくは育児休業等期間証明書
求職活動中の場合		求職活動申立書（※）＋ ハローワーク受付票の写し等 ※求職活動報告書（※）（求職活動開始から3カ月経過後、提出要）

※は嬉野市の様式です。

（５）申込み上の注意点

- ・基本的に窓口での受付をしております。ただし、入院中の場合等で受付窓口に来庁できない方で、郵送希望の方は事前にご相談ください。（しおり表紙下の問い合わせ先へ）
- ・窓口は混み合うことが予想されますので、混雑回避のため事前に書類の記入をお願いします。
- ・申込書や添付書類に不足や不備（記載漏れ・印漏れ（シャチハタ不可）、証明日漏れ、修正インクによる訂正など）がある場合は、受理できません。すべての書類をそろえてご提出ください。
- ・入所日は原則、各月の1日からです。
- ・0歳児の受入月齢は各施設で異なります。
- ・提出書類に事実と異なることがあった場合は、入所予定・決定・支給認定を取り消す場合があります。

(6) 申込み受付期間について

入所希望月に応じて受付期間が異なります。

- ・ 年度途中で育児休業から職場復帰される方のみ、申込受付期間前に申込を受け付けます。ただし、期日までに職場に復帰していただくことが条件となります。

例) 令和8年10月に育児休業が終了し、職場復帰される方も第1次の受付期間(令和7年11月4日～11月21日)での申込みができます。

入所希望月	申込み受付期間 ※平日の市役所開庁日のみ
4月～3月 入所 (第1次)	令和7年11月4日(火)～同年11月21日(金) 11/8、9の土・日曜日は受付します。 11/8(土) 9:00～12:00 嬉野庁舎のみ 11/9(日) 9:00～12:00 塩田庁舎のみ
4月～3月 入所 (第2次)	令和8年 1月5日(月)～同年 1月30日(金) 令和8年 2月2日(月)～同年 2月27日(金)
5月入所	令和8年 3月2日(月)～同年 3月31日(火)
6月入所	令和8年 4月1日(火)～同年 4月30日(木)
7月入所	令和8年 5月1日(金)～同年 5月29日(金)
8月入所	令和8年 6月1日(月)～同年 6月30日(火)
9月入所	令和8年 7月1日(水)～同年 7月31日(金)
10月入所	令和8年 8月3日(月)～同年 8月31日(月)
11月入所	令和8年 9月1日(火)～同年 9月30日(水)
12月入所	令和8年10月1日(木)～同年10月30日(金)
1月入所	令和8年11月2日(月)～同年11月30日(月)
2月入所	令和8年12月1日(火)～同年12月18日(金)
3月入所	令和9年 1月4日(月)～同年 1月29日(金)

※受付締切を過ぎて提出された申込みは、次回調整からの対象となりますのでご注意ください。
調整結果は文書でお知らせします。

(7) 入所調整

- ・ 入所の調整は、嬉野市が行います。
- ・ 提出された書類・聞き取り等の内容により、保護者(父母等)の保育を必要とする状況を確認し、嬉野市保育施設基準表(別表)に基づき基本点を設定します。その基本点を基に保育の優先度が高いと判断された児童から順に調整します。
- ・ **先着順ではありません。**ただし、受付期間内に提出された方が優先です。

（別表）令和 7 年度 嬉野市保育施設基準表 保育所の利用調整は、本表に基づき行うものとする。

【保育の必要性】	事 由	点数	父	母
居宅外労働	月 64 時間以上、働いている。	50		
居宅内労働	月 64 時間以上、働いている。	50		
疾病・障がい	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している。	50		
	週 3 日以上通院治療を行い、常に安静を要するなど、保育が困難な場合	50		
	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者手帳 1 級等の交付を受けていて、保育が困難な場合	50		
	身体障害者手帳 3 級、精神障害者手帳 2 級以下等の交付を受けていて、保育が困難な場合	30		
出 産	出産予定日の前後 4 ヶ月 予定日（ 年 月 日）	50		
親族の介護	臥床者・重度心身障害者の全介護、週 5 日以上の上の常時付き添いのため、保育が常時困難な場合	50		
	病人や障がい者の入院・通院などに週 3 日以上の上の付き添いのため、保育が困難な場合	50		
就学	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで就学	50		
求職中	生活保護世帯、ひとり親世帯で、求職中である場合	40		
	上記の世帯以外で、求職中である場合	20		
家庭の災害	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたる場合	60		
その他	児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断したとき	60		
●加算・減点項目 ① ひとり親家庭（+60） ② 前年度から引続き入所している児童・及びその兄弟姉妹（+10） ③ 保育所が在所する小学校区に住んでいる児童（+10） ④ 送迎に困難がある児童（+10） ⑤ 育児休業明け児童（+10） ⑥ 小規模保育施設等の卒園児童（+10） ⑦ 保護者が保育所等に職場復帰する児童（+10） ⑧ 多胎児の児童（+10） ⑨ 申請時点で保育料の滞納（未納（現年）も含む）がある（-10） ⑩ 里親委託の児童（+10）		合計点数		

- （備考） 1 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 3 父母が複数の事由について該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。
- 4 保育の必要性を証明する書類の提出がない場合は、当該保護者の基本点数を 10 点とする。
- 5 在園児優先（他市町からの転入で引き続き入園の場合も含む）
- 6 原則、点数に基づき調整する。ただし、兄弟姉妹がすでに入所決定している場合、同時に入所する兄弟姉妹を優先する（点数の低い方が優先される場合もある）。

(8) 窓口確認について

保育所等施設を利用申請する際に、「個人番号(マイナンバー)」の記載が必要となりました。

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の一部改正に伴い、「個人番号(マイナンバー)」の記載が必要となりました。

保護者(申請者)が来庁の場合に必要な書類

① 個人番号が確認できるもの(下記のいずれか)

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)
- ・通知カード(平成27年10月以降に自宅に郵送された通知)
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し又は、住民票記載事項証明書

② 本人確認ができるもの

- ・1つで確認できるもの(官公署発行の顔写真入りのもの)
個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民記帳台帳カード、在留カード等
- ・2つで確認できるもの(官公署発行の顔写真なしのもの)
公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書等(「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているもの)

同一世帯ではない代理人が来庁の場合に必要な書類

① 委任状

② 保護者(申請者)の個人番号が確認できるもの

③ 来庁する代理人の本人確認ができるもの

- ・1つで確認できるもの(官公署発行の顔写真入りのもの)
個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民記帳台帳カード、在留カード等
- ・2つで確認できるもの(官公署発行の顔写真なしのもの)
公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書等(「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているもの)

(9) 住所地と異なる市外の保育施設を希望する場合について

【嬉野市在住で、嬉野市外の施設を希望するとき】**申込み先：嬉野市**

- ・嬉野市に住民票があっても嬉野市外の保育施設を希望できます。
- ・施設入所の可否は当該施設の市町村が行いますので、申込み締切などをご自身で当該市町村の役所に事前に確認をされた上でご提出ください。
- ・市町村によっては、広域入所受入を行っていない場合もあります。

【嬉野市外在住で、嬉野市内の施設を希望するとき】**申込み先：住所地の市町村**

- ・住民登録のある市区町村を通じて申込の受付、入所の可否をお伝えします。
- ・原則として嬉野市在住の方が優先となります。
- ・市町村によっては、広域入所を行っていない場合もありますので、住所地の市町村の役所に確認ください。

3 施設利用の流れ

同時手続き

支給認定申請

- 施設を利用するためには支給認定を受ける必要があります。
- 申請後、支給認定証（もしくは支給認定通知書）を送付します。保管をお願いします。
4月入所申込みの場合は、認定に係る事務が集中し時間を要しますので、2月頃送付予定です。
- 支給認定＝入所決定ではありません。

保育所入所申込み

- 入所希望月ごとに受付期間が決まっています。
- 年度途中での入所をご希望の方で、各施設の入所可能状況についてお知りになりたい場合は、ホームページの保育所等施設空き状況一覧をご覧ください。子育て未来課または福祉課に確認ください。

面接（配慮を必要とする児童を対象）

園と面接日時を調整し、受け入れにあたっての対応について聞き取りを行います。

入所調整

提出された書類により、嬉野市保育施設基準表（別表）に基づき基本点数を設定します。これを基に優先度が高いと判断された児童から順に調整します。調整結果は通知にてお知らせします。

調整の結果第1希望への入所が難しい方には連絡します。

※4月入所申込みの場合は申請に係る事務が集中しますので調整に時間を要します。

入所決定の通知は令和8年2月ごろ送付予定です。

入園説明及び健康診断（入所決定となった方）

- 4月入所の方は、施設から案内が届き、2月下旬から3月頃にかけて、入所施設で入園説明、健康診断、歯科検診等を受けていただく必要があります。
- 年度途中入所の方も、入所決定の通知が届いたら入所前に施設と打ち合わせ等あります。施設からの案内がない場合は直接施設にお問い合わせ下さい。

利用者負担額（保育料）の通知

利用者負担額（保育料）が決定したら通知を送付します。

4月入所の方の利用者負担額（保育料）決定通知は、入所後の4月初旬に発送します。

4 入所後の手続き

入所後も、必要な申請や届出があります。該当される方は忘れずに手続きを行いましょう。

(1) 支給認定の認定期間と入所実施期間について

支給認定を受けた場合、支給認定証（または支給認定通知書）を交付します。

※支給認定証の交付を希望しない方は、申請書裏面の交付希望欄に「無」と○をつけて下さい。

「無」の方には支給認定通知書を交付します。

- ・支給認定には有効期間があります。
- ・3号認定では満3歳の誕生日を迎える前々日まで、2号認定では就学前までの期間となっています。3号から2号へは自動的に切り替わりますので申請は不要です。
- ・満3歳になり認定区分が3号から2号に変わった場合でも保育料は変わりません。
- ・**有効期間を過ぎると支給認定が失効し、施設の利用ができなくなります。継続して施設の利用を希望する場合は、改めて保育の必要性を証明する書類をご提出ください。**

有効期間の例

○求職活動の場合、求職活動を開始した日の3カ月後の月末

○就労証明書の雇用期間がある場合、雇用期間の最終日の月末

(2) 実施内容の変更や支給認定区分等の変更について

- ・申請内容に変更があった場合は、変更申請/届出が必要です。
- ・**変更内容は原則毎月20日までに届け出されたものが翌月から適用されます。**
- ・変更内容別、必要な書類等

**忘れずに届け出を
しましょう！！**

変更内容	必要な書類
育児休業から復帰するとき	・支給認定変更申請書
保育の必要性・必要量の変更 例) お仕事を変更したとき	・支給認定変更申請書 ・変更後の保育の必要性を証明する書類 (P3 参照)
育児休業取得時に保育施設入所継続を希望する場合	・支給認定変更申請書 ・育児休業等期間証明書
住所・世帯構成の変更	・申請内容変更届 ※市民課での手続後、子育て未来課または福祉課に届け出て下さい。
保護者の婚姻	
保護者の離婚	

支給認定の認定期間内に仕事を退職した場合は、速やかに届け出てください。

(3) 保育の必要性の変更について

保育を必要とする理由や時間の長さに応じて標準時間認定、短時間認定を受けることになりますが、勤務時間帯や送迎時間等により、恒常的に延長保育を利用しなければならない状況にあると確認できる場合には、標準認定を申請することができます。

（４）長期欠席について

怪我や入院など、やむを得ない事情で長期欠席される場合は、子育て未来課または福祉課へ事前にご相談ください。

原則 2 か月間欠席されますと退園となります。

（５）転園について

勤務先の変更による住所変更など、やむを得ない事情がある場合には子育て未来課または福祉課へご相談ください。

（６）施設の退所について

- ・ ご都合により保育所を退所する場合は、退所することが確定した時点で速やかに「保育所退所届」、「支給認定証（交付を受けた方のみ）」を子育て未来課または福祉課に提出してください。
認定こども園を退園される場合も園へ届け出された後、子育て未来課または福祉課へ届け出てください。
- ・ 退所日は原則、月末となります。
- ・ 退所届の提出がない場合は、通所していない期間も保育料を納付していただきます。

5 保育料（利用者負担額）について

（１）保育料（利用者負担額）について

- ・ 児童 1 人につき 1 月にかかる経費（運営費）が国の「保育単価表」に示されています。
- ・ 保育料は、児童の安全・健康・給食及び施設設備など、児童を衛生的な環境で健やかに育成するために必要な経費の一部（保護者負担分）となります。
- ・ 施設によっては基本となる保育料（利用者負担額）のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。
- ・ 幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月から始まりました。

保育所の場合：3 歳児以上（2 号）は保育料（利用者負担額）が無償

認定こども園の場合：満 3 歳以上（1 号）は保育料（利用者負担額）が無償

3 歳児以上（2 号）は保育料（利用者負担額）が無償

0～2 歳の子ども：住民税非課税世帯を対象に保育料（利用者負担額）が無償

※副食費（おかず・おやつ等）等は保護者の負担です。ただし、第 3 子以降の子どもと年収 360 万円未満相当世帯の子どもの副食費は免除です。

【参考】児童 1 人にかかる 1 月の基本分保育単価（標準時間） 令和 7 年度保育単価表(定員 80 人の場合)

乳児（0 歳児）	1・2 歳児	3 歳児	4・5 歳児
196,840 円	119,650 円	56,790 円	49,080 円

保育所の運営にかかる経費(乳児を 1 人保育する場合)

定員 80 名の保育所で乳児 1 人を保育する場合にかかる経費 **196,840 円以上**

(保育士など職員の人件費、給食等の一般生活費、施設の管理費用など)

保育料(保護者負担額)

標準 33,000 円

(N5 階層の場合)



国・県・市で負担する経費

163,840 円程度

(2) 保育料（利用者負担額）を決定するための書類提出について

下表に該当する場合は、それぞれの資料を必ず提出してください。

入所後に、下表の A・B・C に該当された場合、もしくは該当しなくなった場合には必ず届け出てください。

A・ひとり親家庭の場合	「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭等医療費受給資格証」のコピー
B・同居親族の中に障がい者等がいる場合	「障害者手帳」・「療育手帳」・「特別児童扶養手当証書」のうちいずれかのコピー
C・兄弟が右記対象施設へ通園又は制度の利用をしている場合	通園する認可外保育所、幼稚園等から証明を受けた「在園証明書」、保育料の多子軽減に関する届出書
令和 7 年 1 月 1 日時点で嬉野市外在住の方	①または②のどちらかの提出が必要です。 ①「個人番号（マイナンバー）利用及び特定個人情報提供に係る同意書」 個人番号を利用して税額を確認します。<u>個人番号を利用して、保育料を決定するにあたり必要な情報を取得できなかった場合は、下記の②を提出していただくこともあります。</u> ③ 令和 7 年度所得課税証明書 (令和 7 年 1 月 1 日時点で住民票があった市町村から取得してください。)
※令和 8 年 9 月以降入所希望の方や父母いずれかが単身赴任等の方に限る。 令和 8 年 1 月 1 日時点で嬉野市外在住の方	①または②のどちらかの提出が必要です。 ①「個人番号（マイナンバー）利用及び特定個人情報提供に係る同意書」 個人番号を利用して税額を確認します。<u>個人番号を利用して、保育料を決定するにあたり必要な情報を取得できなかった場合は、下記の②を提出していただくこともあります。</u> ②令和 8 年度所得課税証明書 (令和 8 年 1 月 1 日時点で住民票があった市町村から取得してください。)

【税情報が確認できない場合(税未申告または転入者が課税資料未提出の場合)】

- ・市が定める最も高い階層の保育料を適用し、税情報確認後に改めて算定を行います。納付された保育料の差額は遡って還付となります。

【離婚した場合(離婚後も同居している場合を除く)】

- ・離婚届提出後、「申請内容変更届」(P8 参照) にて届出を行った翌月から保育をしている保護者のみの税額で算定を行います。
- ・離婚調停中はそれを証明する公的な書類(裁判所からの証明や期日呼出状等)をご提出ください。

【祖父母と同居している場合】

- ・児童の父母ともに市町村民税所得割が非課税の場合等は、世帯分離に関係なく同居する祖父母等の市町村民税額等により保育料を算定する事があります。

【婚姻した場合】

- ・婚姻日の翌月から新たな保護者(婚姻相手)の市町村民税を合算して算定します。
婚姻届提出後、速やかに子育て未来課または福祉課へ届け出てください。

(3) 保育料(利用者負担額)の算定方法について

- ・保育料は児童を養育している扶養義務者の市町村民税額及び支給認定区分、年齢区分によって算定します。
- ・保育料は、住宅借入金特別控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除の控除前の市町村民税額で算定します。
- ・保育料は、**毎年9月が保育料の切り替え時期**となります。
4月～8月 前年度の市町村民税額に基づく保育料
9月～3月 当年度の市町村民税額に基づく保育料

※修正申告等により、市町村民税額に変更があった場合は速やかに子育て未来課または福祉課へ届け出てください。変更届の提出日の翌月から保育料に反映されます。

(4) 同時に複数の児童が保育施設に在籍する場合の保育料について

複数の児童が保育施設に在籍する場合は、在籍している児童の認定区分により軽減が変わります。

○在籍児童が1号認定を受けている場合

- ・在籍児童が1号認定を受けている場合は、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いるときに最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。

○在籍児童が2号認定、3号認定を受けている場合

- ・在籍児童が2号認定、3号認定を受けている場合は、小学校就学前の範囲内に子供が2人以上いるときに最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。
- ・第1子が全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※どちらの場合も就学前の児童は認定を受けて対象施設を利用していることが条件となります。

○多子軽減の年齢制限が撤廃

- ・年収約360万円未満相当『1号認定（幼稚園・認定こども園）の第1～第3階層と2号、3号認定（保育所・認定こども園）第1～第4－2－A階層』の世帯は、生計が同一の兄弟について、多子計算の年齢制限を撤廃します。

※同一生計には市外居住の子も多子軽減の算定児童数に該当する場合がありますので、子育て未来課または福祉課までお申出ください。

○ひとり親世帯等への優遇措置の拡充

- ・ひとり親世帯、障がい者と同一世帯は保育料が軽減される場合があります。

（５）保育料（利用者負担額）の納付について

- ・保育事業の運営において、保育料の納入は不可欠なものです。期限内の納付をお願いします。
- ・保育料の納付については入所施設によって異なります。

【私立保育所：保育料の納付は嬉野市に行います】

- 納付書払い 毎月17日頃に保育所を通じて納付書が配布されます。
 - 口座振替 毎月月末にご指定の金融機関の口座から引き落とします。
 - ・申込み窓口 指定口座の金融機関
 - ・必要なもの 指定口座の預貯金通帳、金融機関のお届け印
- ※ご指定の金融機関への申請が必要です。

【認定こども園・小規模保育園：保育料の納付は各施設で行います】

- ・施設ごとに納付方法等が異なるため施設に確認をお願いします。

（６）保育料（利用者負担額）の滞納について

- ・毎月の納期内にお支払いがなかった場合は、「督促状」または「催告状」が届きます。納期限を過ぎてお支払いされた場合は行き違いで届くことがありますのでご了承ください。
- ・理由なく滞納が続く場合は、退所していただく場合があります。

6 災害時等の対応について

台風や大雨などの自然災害時については、下記ガイドラインに沿って対応いたします。
なお、園児の安全を最優先に考慮し、休園する場合がありますのでご了承ください。

嬉野市内特定教育・保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドラインについて

1 目的

災害等で人的被害が発生する危険が高まった場合は市から避難情報を発令しているが、発令される状況にあつては、園児等の生命と身の安全を守るために迅速な対応が求められる。

したがって嬉野市内において各特定教育・保育施設等（以下、「施設」という。）が存在する地区に避難情報が発令された場合の在園している子どもにかかる対応について、以下のとおりガイドラインを定める。

2 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに市民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、「**【警戒レベル3】高齢者等避難**」が発令された時点で、避難行動をとるべきとなっている。

警戒レベル	住民がとるべき行動	市からの情報
5	災害が既に発生しており、命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保
4	速やかに避難先へ避難 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内、施設内のより安全な場所に避難	避難指示
3	避難時間を要する高齢者等（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は避難	高齢者等避難 （高齢者、障がい者、乳幼児等）
2	避難に備え、ハザードマップ等で避難行動を確認	
1	災害への心構えを高める	

3 発令時の対応

2 の表を踏まえ、**警戒レベル 3～5（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）が発令された際の、対応を次のとおりとする。**

発令時間帯	園の対応	対象となる園
開園前（午前 6 時時点、午前 6 時～開園まで）	○当該日は休園 ○保護者への休園連絡	発令対象地区のある小学校区に所在する施設
開園時間中	○原則、保護者へ周知している避難場所へ園児を速やかに避難させる。ただし他の避難場所または園内が安全と判断した場合は、その場所へ避難する。 ○保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ児童のお迎え連絡」を依頼する。	発令対象地区のある小学校区に所在する施設
避難情報が発令されたが開園前に解除	○安全を確認のうえ、平常保育を開始する。	発令対象地区のある小学校区に所在する施設

※避難情報発令中である場合でも明らかに気象状態が回復傾向であり、学校等の開校及び避難解除も予測される場合は、各施設の周囲の安全を確認した上で、開園するものとする。

ただし、各施設の周囲の状況が危険であると判断した場合は、休園を継続する。

4 保護者及び職員への周知

- ・市は文書やホームページ等で本ガイドラインの保護者周知を行う。
- ・施設は災害計画、入園時のしおりや園だより、メール配信等で適時保護者周知に努めるものとする。
- ・施設は緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。

5 保育所在所校区について

- ・各地区の小学校区に所在する保育施設は別紙のとおり。

保育所等在所校区一覧

塩田地区			嬉野地区		
地区名	校区	保育所	地区名	校区	保育所
鳥越	五町田小学校区	ルンビニこども園 たちばなこども園	今寺	嬉野小学校区	嬉野ルンビニこども園 井手川内保育園 下宿保育園 嬉野幼稚園 うれしのつばみ保育園
山口			下宿		
殿ノ木庭			内野内野山		
永石			温泉一区		
平山			温泉二区		
茂手			温泉三区		
鳥坂			温泉四区		
下童			井手川内		
石垣			下野		
新村			下吉田		
三ヶ崎			湯野田	轟小学校区	岩屋保育園
福富			下不動		
大牟田			中不動		
真崎			大舟		
袋			上不動		
五町田第一			丹生川		
五町田第二			俵坂		
五町田第三			上岩屋		
五町田第四			下岩屋一区		
五町田第五			下岩屋二区		
南	塩田小学校区	嬉野りすの森保育園 みのり保育園 塩田幼稚園	下岩屋三区		
美野辺田			大野原	大野原小学校区	認定こども園和光幼稚園
谷			式浪	大草野小学校区	
熊野			三坂	吉田小学校区	認定こども園吉田保育園
町分			春日		
塩田			上吉田		
原町			峰川原		
布手			真上吉田		
下野辺田			西川内		
本谷			西吉田		
宮ノ元			皿屋		
畦川内			納戸料		
塩吹			東吉田		
鍋野			両岩		
冬野	久間小学校区	久間子守保育園			
南志田					
北志田					
西山					
光武					
堤ノ上					
中通					
牛坂					
南下久間					
北下久間					
牛間田					
中久間					
のぞえ					
南上	大草野小学校区	認定こども園和光幼稚園			
南下					
万才					
角ノ谷					
大草野辺田					
五代					
長谷					

市内の特定教育・保育施設一覧

	保育所名	利用定員	所在地	電話番号 (市外局番 0954)
認定こども園	認定こども園みのり保育園 1号/2・3号	10/30	〒849-1426 塩田町大字五町田乙 4281 番地 2	66-3174
	ルンビニこども園 1号/2・3号	25/60	〒849-1422 塩田町大字谷所甲 1 8 7 0 番地	66-2430
	嬉野ルンビニこども園 1号/2・3号	15/80	〒843-0301 嬉野町大字下宿丁 1424 番地 7	42-4155
	認定こども園嬉野幼稚園 1号/2・3号	15/99	〒843-0302 嬉野町大字下野甲 115 番地 19	43-1019
	認定こども園和光幼稚園 1号/2・3号	11/52	〒843-0302 嬉野町大字下野丙 2319 番地 2	42-2548
	たちばなこども園 1号/2・3号	10/60	〒849-1425 塩田町大字五町田甲 1354 番地 1	66-4060
	認定こども園吉田保育園 1号/2・3号	15/45	〒843-0303 嬉野町大字吉田丁 4808 番地	43-9463
	認定こども園嬉野りすの森保育園 1号/2・3号	15/50	〒849-1411 塩田町大字馬場下甲 711 番地 1	66-3300
	久間子守保育園 1号/2・3号	15/55	〒849-1402 塩田町大字久間乙 1786 番地 3	66-5568
	認定こども園井手川内保育園 1号/2・3号	15/65	〒843-0302 嬉野町大字下野甲 5696 番地 18	43-2091
	認定こども園岩屋保育園 1号/2・3号	15/65	〒843-0304 嬉野町大字岩屋川内甲 487 番地 2	42-0509
	認定こども園下宿保育園 1号/2・3号	13/72	〒843-0301 嬉野町大字下宿甲 3913 番地	42-2154
	塩田幼稚園 1号/2・3号	10/30 予定	〒849-1411 塩田町大字馬場下甲 5 1 2 番地	66-4477
小規模保育	うれしのつぼみ保育園 3号	19	〒843-0301 嬉野町大字下宿乙 1279 番地	43-3118

※各施設の利用定員については、令和7年10月現在の定員数です（変更になる場合もあります）

